

議案第42号

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和元年11月15日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、当直料、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表 (別表第1)

(2) 医療職給料表 (別表第2)

ア 医療職給料表(2)

イ 医療職給料表(3)

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表 (以下「給料表」という。) に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者 (法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第15条第2項を除き、以下同じ。) が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員には、当該フルタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの給料を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの給料を支給する。

3 前項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その月の現日数から当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第9号。以下「給与条例」という。) 第9条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、特殊勤務手当支給条例 (昭和52年条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。) の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第10条 給与条例第12条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間 (以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第12条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第12条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第11条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「において正規の勤務時間」とあるのは、「において当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の当直料)

第13条 当直料額及びその支給方法に関する条例（昭和32年条例第11号）第1条及び第2条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する当直料額及びその支給方法に関する条例第1条の当直は、第10条において準用する給与条例第12条、第11条において準用する給与条例第13条及び前条において準用する給与条例第14条の勤務には含まれないものとする。

（端数処理）

第14条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第12条、第11条において準用する給与条例第13条及び第12条において準用する給与条例第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が1年のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が1年に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が1年に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第25条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が1年のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（1年未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が1年に至ったときは、第1項の任期が1年のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第10条において準用する給与条例第12条、第11条において準用する給与条例第13条及び第12条において準用する給与条例第14条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に特殊勤務手当を加えた額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条に定める休日に係る勤務時間を減じたも

ので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月31日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例第3条から第5条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) 及び年末年始の休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の当直に係る報酬)

第23条 当直料額及びその支給方法に関する条例 (昭和32年条例第11号) 第1条及び第2条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する当直料額及びその支給方法に関する条例第1条の当直は、第20条、第21条及び第22条の勤務には含まれないものとする。

(報酬の端数処理)

第24条 第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条、第21条及び第22条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が1年のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間及び1月間当たりの勤務日数が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第11条第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が1年に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が1年に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が1年のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（1年未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が1年に至ったときは、第1項の任期が1年のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第26条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第27条 第20条から第22条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に特殊勤務に係る報酬を加えた額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間等条例第9条に定める休日に係る勤務時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額に特殊勤務に係る1日当たりの報酬を加えた額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額に特殊勤務に係る1時間当たりの報酬を加えた額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償(以下この条において「費用弁償」という。)を支給する。

2 費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 給与条例第9条の3第2項各号の規定により算定した額
- (2) 日額又は時間額による報酬 給与条例第9条の3第2項各号の規定により算定した額を21で除した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り

捨てた額)を日額又は勤務1回当たりの額とし、その者の勤務日数又は勤務回数に応じて算出した額

3 費用弁償の支給日については、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(給与からの控除)

第31条 給与条例第2条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(外国青年の給料)

第32条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員のうち、外国青年として任用されるものの給料については、月額300,000円の給料を支給する。

(交通指導員の報酬)

第33条 第18条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、芽室町交通安全指導員として任用されるもの(次項において「指導員」という。)の報酬については、別表第4に定める額の報酬を支給する。

2 第27条の規定にかかわらず、指導員の勤務1時間当たりの報酬額は、別表第4に定める額とする。

(土木車両運転手の給料)

第34条 第18条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、土木車両運転手として任用されるものの報酬については、日額20,200円を超えない範囲内で任命権者が定める額の報酬を支給する。

(医師の報酬)

第35条 第18条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、医師として任用されるものの報酬については、日額100,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額の報酬を支給する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第36条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第37条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給料及び報酬の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の法（以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員の給料又は報酬について、任命権者が施行日前に受けていた賃金又は報酬の水準との均衡上必要があると認める場合は、規則で定める額を加えた額を給料又は報酬として支給する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の法（以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員のうち、年末割増し報酬を支給されていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引続いた当該職としての在職期間については、第15条及び第25条において準用する給与条例第18条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

1 級				2 級			
号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
	円		円		円		円
1	122,100	64	208,700	1	194,000	64	281,000
2	123,200	65	209,800	2	195,800	65	281,500
3	124,300	66	211,100	3	197,600	66	282,400
4	125,400	67	212,400	4	199,400	67	283,100
5	126,500	68	213,700	5	200,900	68	284,000
6	127,600	69	214,800	6	202,700	69	285,000
7	128,700	70	215,900	7	204,500	70	285,800
8	129,800	71	216,900	8	206,300	71	286,600
9	130,900	72	218,000	9	207,900	72	287,400
10	132,000	73	219,100	10	209,700	73	288,200
11	133,100	74	220,100	11	211,500	74	288,700
12	134,200	75	221,000	12	213,300	75	289,100
13	135,300	76	222,000	13	214,700	76	289,600
14	136,400	77	222,400	14	216,500	77	289,800
15	137,500	78	223,300	15	218,200	78	290,100
16	138,600	79	224,100	16	220,000	79	290,300
17	139,700	80	224,900	17	221,700	80	290,700
18	140,800	81	225,600	18	223,400	81	290,900
19	141,900	82	226,600	19	225,000	82	291,100
20	143,000	83	227,400	20	226,600	83	291,500
21	144,100	84	228,300	21	228,000	84	291,800
22	145,200	85	229,000	22	229,700	85	292,100
23	146,400	86	229,800	23	231,300	86	292,400
24	147,500	87	230,700	24	232,900	87	292,700
25	148,600	88	231,700	25	234,000	88	293,100
26	149,700	89	232,400	26	235,500	89	293,400

27	150,800	90	233,100	27	236,900	90	293,800
28	151,900	91	233,700	28	238,200	91	294,100
29	153,000	92	234,500	29	239,500	92	294,500
30	154,400	93	235,300	30	240,700	93	294,700
31	155,700	94	236,000	31	241,700	94	294,900
32	157,000	95	236,700	32	242,900	95	295,200
33	158,300	96	237,300	33	244,200	96	295,600
34	159,800	97	238,000	34	245,300	97	295,800
35	161,300	98	238,800	35	246,500	98	296,100
36	162,900	99	239,600	36	247,800	99	296,500
37	164,200	100	240,300	37	248,700	100	296,900
38	165,700	101	240,800	38	250,100	101	297,100
39	167,200	102	241,500	39	251,500	102	297,400
40	168,700	103	242,200	40	252,900	103	297,800
41	170,100	104	242,900	41	254,300	104	298,100
42	172,800	105	243,500	42	255,700	105	298,300
43	175,400	106	244,200	43	257,100	106	298,600
44	178,000	107	244,900	44	258,400	107	299,000
45	180,700	108	245,600	45	259,600	108	299,300
46	182,400	109	246,100	46	260,900	109	299,500
47	184,000	110	246,600	47	262,300	110	299,900
48	185,700	111	246,900	48	263,600	111	300,300
49	187,200	112	247,300	49	264,700	112	300,600
50	188,900	113	247,600	50	265,800	113	300,800
51	190,700			51	267,100	114	301,000
52	192,400			52	268,400	115	301,300
53	194,000			53	269,400	116	301,700
54	195,400			54	270,500	117	301,900
55	196,900			55	271,800	118	302,100
56	198,400			56	273,100	119	302,400

57	199,700			57	274,000	120	302,700
58	201,000			58	275,000	121	303,100
59	202,200			59	275,900	122	303,300
60	203,500			60	277,000	123	303,600
61	204,800			61	278,100	124	303,900
62	206,100			62	279,100	125	304,200
63	207,400			63	280,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第32条から第36条までに規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(2)

1 級				2 級			
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	149,000	54	223,600	1	186,900	54	261,700
2	150,400	55	224,300	2	188,500	55	263,100
3	151,800	56	225,200	3	190,100	56	264,400
4	153,200	57	225,900	4	191,700	57	265,200
5	154,400	58	226,800	5	193,200	58	266,500
6	156,200	59	227,500	6	194,700	59	267,800
7	157,900	60	228,300	7	196,300	60	269,100
8	159,600	61	229,200	8	197,800	61	270,000
9	161,300	62	230,000	9	199,400	62	271,200
10	163,000	63	230,900	10	201,100	63	272,500
11	164,700	64	231,900	11	202,700	64	273,800
12	166,500	65	232,500	12	204,400	65	274,600
13	168,000	66	233,300	13	205,800	66	275,700
14	169,900	67	234,100	14	207,400	67	276,600

15	171,900	68	234,900	15	209,000	68	277,700
16	173,800	69	235,600	16	210,600	69	278,700
17	175,700	70	236,300	17	212,000	70	279,700
18	177,600	71	237,000	18	213,600	71	280,800
19	179,400	72	237,600	19	215,300	72	281,900
20	181,300	73	238,300	20	217,000	73	282,500
21	183,200	74	239,100	21	218,300	74	283,200
22	184,700	75	239,900	22	219,800	75	283,700
23	186,200	76	240,600	23	221,200	76	284,500
24	187,700	77	241,000	24	222,700	77	285,300
25	189,300	78	241,600	25	224,100	78	285,900
26	190,600	79	242,200	26	225,500	79	286,500
27	192,100	80	242,800	27	226,800	80	287,100
28	193,500	81	243,100	28	228,100	81	287,800
29	195,000	82	243,500	29	229,400	82	288,300
30	196,200	83	243,900	30	230,800	83	288,700
31	197,500	84	244,200	31	232,300	84	289,100
32	198,800	85	244,500	32	233,700	85	289,300
33	200,200			33	234,800	86	289,500
34	201,600			34	236,100	87	289,700
35	202,900			35	237,100	88	289,900
36	204,300			36	238,400	89	290,300
37	205,400			37	239,800	90	290,500
38	206,700			38	241,100	91	290,700
39	208,000			39	242,200	92	290,900
40	209,300			40	243,500	93	291,300
41	210,400			41	244,800	94	291,500
42	211,600			42	245,900	95	291,700
43	212,800			43	247,100	96	292,000
44	214,000			44	248,200	97	292,400

45	215,200			45	249,300	98	292,700
46	216,300			46	250,700	99	292,900
47	217,300			47	252,200	100	293,200
48	218,400			48	253,500	101	293,500
49	219,400			49	255,100	102	293,700
50	220,400			50	256,500	103	293,900
51	221,300			51	257,900	104	294,200
52	222,300			52	259,200	105	294,500
53	222,700			53	260,300		

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(3)

1 級				2 級			
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円				円		
1	163,000	86	274,300	1	190,500	86	306,300
2	164,400	87	275,400	2	192,600	87	307,500
3	165,900	88	276,500	3	194,700	88	308,600
4	167,300	89	277,300	4	196,700	89	309,900
5	168,800	90	278,200	5	198,800	90	311,100
6	170,300	91	279,000	6	201,100	91	312,300
7	171,800	92	280,000	7	203,400	92	313,500
8	173,300	93	280,900	8	205,700	93	314,300
9	174,600	94	281,900	9	208,100	94	315,000
10	176,300	95	282,800	10	209,500	95	315,700
11	177,900	96	283,800	11	210,900	96	316,300
12	179,400	97	284,400	12	212,100	97	317,000
13	180,900	98	285,200	13	213,500	98	317,300
14	182,900	99	285,800	14	214,900	99	317,900
15	184,900	100	286,700	15	216,400	100	318,600

16	186,900	101	287,500	16	217,600	101	319,000
17	189,100	102	288,300	17	219,000	102	319,600
18	191,200	103	289,100	18	220,500	103	320,200
19	193,300	104	289,900	19	222,000	104	320,800
20	195,400	105	290,600	20	223,500	105	321,200
21	197,500	106	291,100	21	224,700	106	321,700
22	199,700	107	291,600	22	226,400	107	322,200
23	201,900	108	292,100	23	228,100	108	322,700
24	204,100	109	292,300	24	229,800	109	323,100
25	206,100	110	292,600	25	231,100	110	323,500
26	207,400	111	292,800	26	232,800	111	323,800
27	208,600	112	293,200	27	234,500	112	324,100
28	209,900	113	293,500	28	236,200	113	324,500
29	211,100	114	293,700	29	237,800	114	324,900
30	212,200	115	294,100	30	239,200	115	325,300
31	213,500	116	294,400	31	240,500	116	325,600
32	214,700	117	294,700	32	241,600	117	325,800
33	216,000	118	295,000	33	242,800	118	326,100
34	217,300	119	295,300	34	243,900	119	326,500
35	218,600	120	295,700	35	244,800	120	326,700
36	219,900	121	296,000	36	245,900	121	326,900
37	221,100	122	296,400	37	246,800	122	327,200
38	222,500	123	296,700	38	247,900	123	327,500
39	223,800	124	297,100	39	248,800	124	327,800
40	225,200	125	297,300	40	249,900	125	328,000
41	226,100	126	297,500	41	250,400	126	328,300
42	227,500	127	297,800	42	251,300	127	328,700
43	228,900	128	298,200	43	252,200	128	328,900
44	230,300	129	298,400	44	253,100	129	329,100
45	231,500	130	298,700	45	253,900	130	329,300

46	232,900	131	299,100	46	254,900	131	329,700
47	234,200	132	299,500	47	255,800	132	329,900
48	235,500	133	299,700	48	256,800	133	330,200
49	236,500	134	300,000	49	257,800	134	330,600
50	237,600	135	300,400	50	258,900	135	331,000
51	238,600	136	300,700	51	260,100	136	331,400
52	239,700	137	300,900	52	261,300	137	331,700
53	240,600	138	301,200	53	262,400	138	332,100
54	241,700	139	301,600	54	263,900	139	332,500
55	242,700	140	301,900	55	265,300	140	332,900
56	243,700	141	302,100	56	266,700	141	333,200
57	244,400	142	302,500	57	268,200	142	333,600
58	245,400	143	302,900	58	269,800	143	333,900
59	246,100	144	303,200	59	271,300	144	334,300
60	247,100	145	303,400	60	272,800	145	334,600
61	248,000	146	303,600	61	274,200	146	335,000
62	249,000	147	303,900	62	275,700	147	335,400
63	249,800	148	304,300	63	277,200	148	335,800
64	250,800	149	304,500	64	278,500	149	336,100
65	251,700	150	304,700	65	279,900	150	336,500
66	252,600	151	305,000	66	281,400	151	336,900
67	253,700	152	305,300	67	282,900	152	337,300
68	254,600	153	305,700	68	284,400	153	337,600
69	255,400	154	305,900	69	285,500		
70	256,500	155	306,100	70	287,000		
71	257,600	156	306,400	71	288,500		
72	258,700	157	306,700	72	289,900		
73	260,100	158	307,000	73	290,900		
74	261,400	159	307,300	74	292,300		
75	262,700	160	307,600	75	293,500		

76	263,900	161	308,000	76	294,800		
77	264,900	162	308,300	77	296,200		
78	266,000	163	308,600	78	297,500		
79	267,300	164	308,900	79	298,700		
80	268,500	165	309,300	80	300,000		
81	269,400	166	309,600	81	300,500		
82	270,400	167	309,900	82	301,700		
83	271,500	168	310,200	83	302,800		
84	272,600	169	310,600	84	304,000		
85	273,400			85	305,100		

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

別表第4（第33条関係）

区分	支給額
報酬	幼児及び児童生徒の登下校（園）時に交通指導の業務に従事する専任交通指導員1時間当たり1,280円
	専任交通指導員が休暇等により、指導員が代替として上記の業務に従事する場合1時間当たり1,280円
	指導員が通常交通指導業務に従事する場合 出勤の日に応じ1時間当たり1,070円

説明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものであります。

会計年度任用職員制度の導入について

1 会計年度任用職員制度導入に係る基本方針

- (1) 本町における会計年度任用職員は、法の趣旨に基づき、本格的な業務を担わない任用形態とする。そのため、補助・補完的役割を前提とし、パートタイムの雇用を基本とする。
- (2) 会計年度任用職員を含む臨時・非常勤職員の人数と任用形態別の配置については、「2 会計年度任用職員制度導入と並行して策定する主な方針」に示す3つの方針に基づき毎年見直し、芽室町中期財政計画（2019-2026）との整合性を図りながら各方針の目標達成を目指す。
- (3) 会計年度任用職員の待遇（各種手当及び休暇等）については国の基準に準拠することを基本とする。

2 会計年度任用職員制度導入と並行して策定する主な方針

- (1) 芽室町職員数適正化方針（方針期間：2021-2026）
- (2) 民間活力活用方針（方針期間：2021-2026）
- (3) 機構改革実施方針（2021年度実施）

3 任用形態別業務分類 参考資料 2

- (1) 常勤職員（地方公務員法第17条）
- (2) 任期付職員（任期付法第5条1-3）
- (3) 再任用職員（地方公務員法第28条の4）
- (4) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）
- (5) 特別職非常勤職員（地方公務員法第3条3-3）
- (6) 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の3）

※ 個人委託、有償ボランティア

■ 任用形態別業務分類

NO	任用形態 (根拠法等)	定義	適用職種・趣旨等	専門性 *1	恒常性 *2	本格的性 *3	定型性 *4	定常性 *5
1	常勤職員 (地方公務員法第17条)	地方公務員法第17条に基づき採用される一般職のうち常時勤務を要する職員であって、かつ任期の定めのない職員	正職員	○	○	○	-	-
2	任期付職員 (任期付法第5条1-3)	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号で規定する職員として任期を定めて採用される職員	一定期間内(おおむね1~5年)の限定業務を担う専門的知識・経験等を有する職員	○	-	○	-	-
3	再任用職員 (地方公務員法第28条の4)	地方公務員法第28条の4で規定する職員として一会計年度を任期として採用される職員	定年退職者等の能力及び経験活用等を目的に、1年以内の任期を定めて任用する職員	○	-	○	-	-
4	会計年度任用職員(フルタイム) (地方公務員法第22条の2の2)	会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの	本格的業務を担わない専門的知識・経験を有する職種等(例:看護師、保育士、保健師、図書館司書、教員等)	○	-	-	○	○
5	会計年度任用職員(パートタイム) (地方公務員法第22条の2の1)	会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの	本格的業務を担わない補助・補完的な役割や一時的に増加する業務を担う職種等(例:確定申告、国勢調査事務等)	△	-	-	○	○
6	特別職非常勤職員 (地方公務員法第3条3項第3号)	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る)	投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人等	○	-	○	-	-
7	臨時的任用職員 (地方公務員法第22条の3)	常時勤務を要する職員に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときに6ヶ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる職員	現行の芽室町臨時職員の待遇。法改正により常勤職員が欠けた時の補充の定義であることから、運用に慎重を期す待遇	○	-	○	-	-
※	個人委託 有償ボランティア	・極めて頻度が少ないか、もしくは不定期な業務 ・通年や例月等で業務の頻度は定期的であるが、極めて時間の短い業務 等	樋門管理員、有害鳥獣駆除員、交通指導員などが想定される	△	-	-	○	○

*1: 専門性～専門的資格、相当の経験・識見を要する任用形態 *2: 恒常性～恒常的に職員を配置することが必要な任用形態 *3: 本格的性～法令又は制度等を背景とした高度な判断を要する任用形態
*4: 定型性～手順や答えがあるもの、マニュアルによって一定の進行が可能な業務を担う任用形態 *5: 定常性～例年、例月又は毎日生じる業務、ルーティンの要素の強い業務を担う任用形態